

令和8年度 吹田市障害者福祉施設等整備補助 審査基準

審査項目		No	評価基準・視点等	配点
事務局による確認	Ⅰ 応募条件等			
	整備用地	1	建設用地の確保が確実であると認められること	－
	役員構成等の適否	2	役員構成等が適切であるか。 ・理事が6名以上であること(NPOは3名以上) ・理事の親族等特殊関係者が理事の総数の3分の1を超えて含まれていないこと(ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人) ・理事の中に学識経験者又は地域の福祉関係者がいること(NPOは規定なし) ・2名以上の監事を置いていること(NPOは1名以上) ・理事の員数を超える評議員を置いていること など ※ 厚労省通知「社会福祉法人の認可について」(社会福祉法人審査基準)による。	－
	整備スケジュール	3	整備事業スケジュールが明確になっているか。整備期間内で完了し、円滑に開設が見込まれるスケジュールとなっているか。(設計、建築に係る諸手続、建設工事入札、建設工事施工、職員採用・研修、障害者総合支援法の事業所指定申請など)	－
書類審査・プレゼン審査	Ⅱ 障がい福祉計画との関連性等			
	第7期吹田市障がい福祉計画との関連性	4	(1)共同生活援助(グループホーム)の整備 10点 (2)創設、増築など定員増を図る整備 10点 (3)重度障がい者(◆1)を受け入れる施設の整備 15点 (4)医療的ケア(◆2)を要する障がい者を受け入れる施設の整備 15点 (5)短期入所(ショートステイ)の整備 10点	60
	国庫補助の「優先的な整備対象」との関連性	5	(1)別表【Ⅰ】のAからタまでのいずれかに当てはまる整備 10点	10
	Ⅲ 法人の適格性			
	法人の理念及び運営方針	6	法人の設立趣旨や理念、運営方針及び応募理由等から障がい者の尊厳の視点、障がい福祉事業の熱意が感じられるか。	10
	適正な法人運営	7	(1)直近の指導監査及び過去3年の特別監査の結果が良好であるか。または、指摘事項を改善し、事業運営を行っているか。 (2)外部監査、第三者評価の導入を実施しているか。 [採点基準] 行政処分あり 0点 新設法人又は指導あり 3点 指導あり、外部監査又は第三者評価実施 4点 指導なし、外部監査又は第三者評価実施 5点	
	Ⅳ 事業計画と事業概要			
	整備の必要性	8	(1)整備の必要性が明確になっているか。 (2)(障がい福祉計画に定めるサービス見込量にかかわらず)待機者等の観点から整備の必要性があるか。 (3)既存の施設事業所等で対応できない理由があるか。	50
	事業計画	9	(1)事業目的、取り組み内容及び事業展望が明確になっているか。 (2)定員に応じた利用者の見込みが確保されているか。	
	地域交流・連携	10	(1)地域住民に対する説明が十分に行われているか、また行われる予定か。 (2)利用者が地域社会と日常的に交流が図れるよう配慮、計画等をしているか。 (3)ボランティアの活用、地域や関係機関との連携など、地域福祉の推進に寄与する方針や具体的な取り組みについて検討しているか。	
	障がい者の権利擁護	11	(1)障がい者への偏見や差別の解消への取り組みが実践されるか。(啓発・権利擁護の発信) (2)虐待防止の措置が取られているか。(風通しの良い職場づくり、ヒヤリ・ハット、人権や技術研修の実施等)	
	個人情報保護	12	(1)個人情報の保管・管理体制が十分に整備されているか。 (2)個人情報の取扱いについて、法令等に基づき、適正に行われているか。	
	危機管理体制	13	(1)地震等による大規模災害や台風等による風水害等に対する対応の体制が整備されているか。 (2)事故防止、防犯対策、急病時対応等の体制が整備されているか。	
	苦情解決体制	14	(1)苦情解決の体制が整備されているか。 (2)利用者やその家族等の声を職員で共有し、事業に反映させる仕組みがあるか。	
	職員体制	15 16 17	[職員の処遇] 適正な労務管理や職員処遇の充実などに努めているか。 [職員確保] (1)安定したサービスを実施していくための職員の人材確保の取り組みはあるか。 (2)離職防止のため、働きやすい、長く働ける職場づくりに努めているか。 [職員の専門性向上] 人権擁護、各専門性の向上等、人材育成のための研修は十分に実施されているか。	
	Ⅴ 財務状況、資金計画			
	基本財産	18	安定した運営が見込める基本財産を有しているか。 [法人格共通] 基本財産≧1,000万円	30
	支払い能力	19	短期安定性 流動比率＝流動資産÷流動負債×100	
		20	資金繰り(借入金がある場合) [社会福祉法人の場合] 借入金償還余裕率＝(事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額+(減価償却費－国庫補助金等特別積立金取崩額))÷借入金元利償還額×100 [NPO法人の場合] 上記式における「事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額」を「経常収支差額」に置き換える。 [株式会社等の場合] 上記式における「事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額」を「営業利益」に置き換える。	
	設備投資の妥当性	21	長期持続性 固定長期適合率＝固定資産÷(純資産＋固定負債)×100	
	財務基盤の安定性	22	自己資本比率＝純資産÷(純資産＋負債総額)×100	
	資金計画	23	資金計画及び収支計画等から安定的な事業実施が見込めるか。	

◆1 重度障がい者とは、(1)障害支援区分5及び区分6の者(2)行動援護対象者(3)重度訪問介護対象者のいずれかに当てはまる者をいう。

◆2 医療的ケアとは、(1)レスピレーター(人工呼吸)管理(2)気管内挿管、気管切開(3)鼻咽喉頭アウェイ(4)O2吸入(5)吸引(6)ネブライザー使用(7)IVH(8)経管(経鼻・胃ろうを含む)
(9)腸ろう・腸管栄養(10)持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)(11)継続した透析(腹膜透析を含む)(12)定期導尿(13)人工肛門(14)皮下注射(インスリン等含む)及び持続皮下注射ポンプの使用(15)血糖測定(16)痙攣時における薬座挿入、吸引及び酸素投与等の処置を指す。

小計 160点

令和８年度 吹田市障害者福祉施設等整備補助 審査基準

審査項目		No	評価基準・視点等	配点
書類 審査・ プレゼン 審査	Ⅵ 加算要件(補助金の加算を算定する場合のみ)			
	就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算を算定する場合	24	施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものに当てはまるか。	20
		25	＜日中活動事業を行う事業所における生産設備及び職業訓練設備等の整備の場合＞ 整備を行うことにより、障がい者の職業能力の開発や就労支援の強化につながるか。	
		26	＜障害者施設におけるリハビリ設備等の整備の場合＞ 整備を行うことにより、障がい者の生活能力の維持・向上を図ることや介護職員の就労環境の改善につながるか。	
	避難スペース整備加算を算定する場合	27	災害時に福祉避難所の役割を果たす意思があるか。	20
		28	障害者等30人程度が長期的に避難生活が可能なスペースとなっているか。	

加算を取らない場合 **合計 160点**
就労・訓練事業等整備加算、大規模生産設備加算又は避難スペース整備加算のいずれかを取る場合 **合計 180点**
就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備加算と避難スペース整備加算の両方を取る場合 **合計 200点**
※ 審査の際は、合計得点に対する**得点率**で順位をつける。

別表【Ⅰ】

ア	建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの
イ	災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
ウ	災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備を行うもの
エ	洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕等事業及び移転改築整備を図るもの
オ	安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塙(以下、「ブロック塙等」という。)の改修整備を行うもの
カ	国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
キ	長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助(以下「グループホーム」という。)や就労支援事業所等の整備を図るもの
ク	「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」(平成17年10月5日)1の(10)に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの
ケ	平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直され、その対応のための整備を図るもの
コ	利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
サ	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性、対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備(以下「地域生活支援拠点整備」という。)を図るもの
シ	文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
ス	利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
セ	障害児入所施設に対する入所する18歳以上の者(過齢児)が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるようにするため、障害者支援施設への転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの
ソ	アスベストの除去等の整備を図るもの
タ	ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの